



栃木県公報

令和6(2024)年
11月29日(金)
号外
第68号

目次

規則

- 栃木県県税条例施行規則の一部改正..... 1
○栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 4

規則

栃木県規則第53号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(文書等の様式) 第24条 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。	(文書等の様式) 第24条 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。																								
<table><thead><tr><th>文書等の種類</th><th>様式</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～15 略</td><td></td></tr><tr><td>16 第2次納税義務に係る納付義務免除申告書（法第11条の10第3項の規定による申告書）</td><td>略</td></tr><tr><td>17～66 略</td><td></td></tr><tr><td><u>67 削除</u></td><td></td></tr><tr><td>68～140 略</td><td></td></tr></tbody></table>	文書等の種類	様式	1～15 略		16 第2次納税義務に係る納付義務免除申告書（法第11条の10第3項の規定による申告書）	略	17～66 略		<u>67 削除</u>		68～140 略		<table><thead><tr><th>文書等の種類</th><th>様式</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～15 略</td><td></td></tr><tr><td>16 第2次納税義務に係る納付義務免除申告書（法第11条の9第3項の規定による申告書）</td><td>略</td></tr><tr><td>17～66 略</td><td></td></tr><tr><td><u>67 不動産取得税納税通知書（連帯納税義務用）</u></td><td><u>別記様式第67号</u></td></tr><tr><td>68～140 略</td><td></td></tr></tbody></table>	文書等の種類	様式	1～15 略		16 第2次納税義務に係る納付義務免除申告書（法第11条の9第3項の規定による申告書）	略	17～66 略		<u>67 不動産取得税納税通知書（連帯納税義務用）</u>	<u>別記様式第67号</u>	68～140 略	
文書等の種類	様式																								
1～15 略																									
16 第2次納税義務に係る納付義務免除申告書（法第11条の10第3項の規定による申告書）	略																								
17～66 略																									
<u>67 削除</u>																									
68～140 略																									
文書等の種類	様式																								
1～15 略																									
16 第2次納税義務に係る納付義務免除申告書（法第11条の9第3項の規定による申告書）	略																								
17～66 略																									
<u>67 不動産取得税納税通知書（連帯納税義務用）</u>	<u>別記様式第67号</u>																								
68～140 略																									

別記様式第33号中

4 自動車税種別割

登録番号 栃・栃木・宇都宮・とちぎ・那須

を

4 自動車税種別割

登録番号 栃・栃木・宇都宮・とちぎ・那須・日光

に改める。

別記様式第66号を次のように改める。

裏面

<p>この欄には、「課税の根拠となった法令」、「納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置」及び「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。</p>	<p>この欄には、「納付場所」を記載すること。</p>	

付表 略

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第12条関係) 1 栃木県産業技術センター (1)～(5) 略 (6) 分析機器類		別表第2(第12条関係) 1 栃木県産業技術センター (1)～(5) 略 (6) 分析機器類	
名 称	使 用 料	名 称	使 用 料
略		略	
原子吸光分光光度計(食品分析用)	略	原子吸光分光光度計(食品分析用)	略
顕微ラマン分光装置	<u>1時間につき</u> <u>810円</u>		
略		略	
(7)～(9) 略 2～5 略		(7)～(9) 略 2～5 略	

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

(工業振興課)